

## 教育基本法の早期改正を求める意見書に反対する討論

2006年9月議会

横田えつこ

教育基本法見直しについて、私は委員会報告に反対の立場から討論をいたします。

教育基本法改正を、最初のそして最大の政治課題として掲げる安倍政権が誕生しようとしています。そうしますと、この秋の臨時国会が教育基本法をめぐる大きな山場になるのでしょうか。それに合わせるかのように、岡山市議会でも教育基本法改正を求める請願が採択されようとしています。が、今ここで少し考えてみていただきたいと思うわけです。

まず、教育基本法は附則を含めてわずか11条、1,500字にも満たない短いものです。ここに『えほん教育基本法 11の約束』（ほるぷ出版）、こういうのがあります。これ子どもさんとも一緒に読めるものですから、御家庭で愛読書にさせていただけるといいなあと思います。先ほど稲葉議員から前文の紹介がありましたので、私はこれは子どもにもわかるということで解釈しておりますので、こちらでの前文をちょっと紹介したいと思います。

まず、前文。

わたしたちは日本国憲法をつくり、決意をあきらかにしました。民主主義の国をつくろう、文化ゆたかな国をつくろう、と。そうすることで、世界の平和とすべての人びとのしあわせのためにつくそう、と。その実現はひとえに、民主主義をささえる人びとが育つかどうかにかかっています。わたしたちは一人ひとりの生命と思いをたいせつにします。真理と平和を心からねがい、自分からもとめていく人を育てます。世界のさまざまな考えの人びとと共有できて、しかも、この国ならではの文化をつくりだします。わたしたちは憲法の考えをふまえ、この法律をつくります。教育がめざすことをはっきりとさせるため、そしてあたらしい日本の教育をゆるぎないものにするために。

こういうふうに始まっております。

そして第1条、教育の目的は「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と述べています。

この前文と第1条で始まる教育基本法を変更しなくてはならない、その理由が私にはわかりません。

文部科学省は5月、「教育基本法案について（説明資料）」というものをつくり、大量に配布しております。そこでは、「基本法をなぜ今、改正するのか」として、子どものモラルや学ぶ意欲の低下、家庭や地域の教育力の低下、さらには若者の雇用問題などを取り上げて教育基本法改正の必要を説いています。また、請願の一連の理由でも、青少年の凶悪犯罪、学校崩壊など教育の荒廃が挙げられています。

しかし、私たちは少し冷静に考えなくてはならないと思います。これらの事態は教育基本法がもたらしたもののなののでしょうか。それはどこで検証されたのか。実は、検証などされてはいないのです。

若者の雇用対策が教育基本法改正で実現するのでしょうか。何でも教育基本法のせいにして、教育基本法さえ変えればすべてが解決するかのような議論はやめていただきたい。もし本気でそう考えているのなら、そのような思考力のない大人、学校教育法に定められている公正な判断力や健全な批判力を持つことのできていない大人を生み出してしまった戦後教育に大きな欠陥があったのだと言えます。それは、教育基本法のせいではなく、戦後一貫して文部行政を担ってきた自民党と文部科学省の政策の誤りだと思います。

ましてや青少年の凶悪犯罪は増えてなどいないということは、この議場で私は何度も述べました。そして、市当局もそのことは認めていらっしゃいます。ただ、事件があるごとにマスメディアによってかつてなくセンセーショナルに広報されております。これは以前と社会状況がかなり変わった点です。

法案の前提となる社会認識は誤りです。情報化や少子・高齢化、核家族化などが進み、家族や地域の変容など教育を取り巻く環境が大きく変化し、さまざまな課題が立ちあらわれていることは事実だと思います。しかし、それらの課題解決への道は教育基本法を変えることではありません。

教育基本法改悪のねらいは、既に示されていますように、公共の精神、伝統文化の尊重、そして愛国心の強制と言えます。現行の基本法はかつての戦争の反省の上に制定されました。そして、憲法が示した民主的で文化的な国家の建設、そして世界の平和と人類の福祉という理想の実現のために、教育の力が必要だとしているのが基本法です。それらを破壊して、愛国心を強制することにこの基本法改悪の意図はあり、その先には憲法改悪が見据えられています。本来、個人の一人一人の心の問題であるはずの愛国心を、なぜあえて法律に書き込まなくてはならないのか。先ほどの稲葉議員のお話でもありました。いい国であれば、私たちが愛すべき郷土であり国であれば、それへの愛着は自然とわき出るものです。違法行為だと東京地裁で指摘されましたが、東京都教育委員会の行っている日の丸、君が代の強制と同様に、愛国心が強制されてくることは目に見えているのではないのでしょうか。

教育の荒廃は、教育基本法の求めている個人の尊厳が軽んじられてきているからではないのですか。個性豊かな文化の創造が否定され、画一的な管理教育が行われてきたからではないのですか。公ということを少し後ろにして、個人を前面に出す教育基本法の理念は、戦争へと国民を駆り立てたその大きな反省に基づいたものでした。個人の尊厳、つまりは子どもの権利、これを根本においたところに戦後教育の大きな転換があったはずで、それを破壊して再び心の中に踏み込み、洗脳教育をしていこうとする、この教育基本法の改悪には絶対に反対しなくてはならないと考えております。以上。